

令和元年度

定期・行政監査結果報告書

建設部・上下水道局

所沢市監査委員



所 監 第 45 号

令和元年11月25日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所 沢 市 議 会 議 長 青 木 利 幸 様

所沢市上下水道事業管理者 中 村 俊 明 様

所沢市監査委員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 荻 野 泰 男

同 近 藤 哲 男

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査

第2 監査の対象

建設部（建設総務課・道路建設課・計画道路整備課・道路維持課・公園課・営繕課・河川課）

上下水道局（総務課・経営課・窓口サービス課・水道建設課・給水管理課・下水道整備課・下水道維持課）

第3 監査の範囲及び対象事項

平成31年4月1日から令和元年7月31日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務事業の執行

第4 監査の期間

令和元年8月23日から令和元年11月25日まで

第5 監査の方法

監査の対象となった事務事業の執行が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係書類を調査するとともに、令和元年10月9日に関係職員から説明聴取を行った。

また、令和元年10月7日に物品等調査及び施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設の一覧は、別紙のとおりである。

第6 監査の結果

1 建設部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

2 上下水道局

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

なお、砂川堀北野調整池における豪雨対策については、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①砂川堀北野調整池における豪雨対策の見直しについて

砂川堀北野調整池については、水位や周囲の状況を確認するための監視カメラが設置され、よく管理されていた。

しかし、昭和55年に設置されたこの調整池における1時間あたりの想定雨量は50ミリであり、近年は1時間あたり100ミリを超える集中豪雨も各地で頻繁に発生している状況である。

このことから、今後このような状況が発生した場合における豪雨対策の見直しについて、検討を図られたい。

第7 未措置事項等

平成27年度定期監査結果の指摘事項における処理結果報告が未了のうち、是正が進んでいない事項については速やかに対応されたい。

1 指摘事項

(1) 椿峰公園における集会施設について

椿峰公園敷地内には、開設当初より自治会が設置した施設があり、その管理・運営を行い、地域活動の拠点として利用している。

しかしながら、都市公園である椿峰公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、また、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、その占用に当たっては、都市公園法により公共性、必要性、一時性等の制限がなされ、集会施設等の建物による占用は認められていない。

市は自治会に対して集会施設の撤去を申し入れるなど協議を重ねてきたところであるが、法令遵守等の立場から、自治会集会施設については自治会との協定により定めた期限までに確実に撤去するよう対応を図られたい。

〔公園課〕

調 査 施 設 一 覧

令和元年10月7日 実施

建設部

東所沢公園

市道 2-571 号線（東川桜舞う遊歩道）

上下水道局

上下水道局庁舎

砂川堀北野調整池（第1、第2、第3）

東部浄水場